

平成十六年文部科学省令第二十三号

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の处分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。（監査報告の作成）

第二条 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

九 法第十三条第一項第九号に規定する調査及び研究に関する事項

九 法第十三条第一項第九号に規定する調査及び研究に関する事項

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 機構の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 機構の役員の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事實

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日（監事の調査の対象となる書類）

（業務実績等報告書）

十 法第十三条第一項第十号に規定する附帯業務に関する事項

十一 法第十三条第二項に規定する施設の供用に関する事項

十二 業務委託の基準

十三 競争入札その他契約に関する基本的事項

十四 その他機関の業務の執行に關して必要な事項

2

第二十条第三項、第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二条第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三条第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十二条第三項、第二十三条の五、第二十三条の七第三項、第二十三条の八第三項、第二十三条の九、第二十四条、第二十五条、第二十六条の二、第二十二条第二項、第三十一条第二項、第三十二条の二第一項及び第三項、第三十二条の四第二項並びに第三十六条第十一号の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。（中期計画記載事項）

（中期計画記載事項）

第三条 機構に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 年度計画の作成・変更に係る事項

四 積立金の使途

書かにした報告書

事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

5

機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

第五条 機構に係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、

同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同表の上欄に掲げる報告書の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

<p>中期目標の期一 間における業務の実績及び通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたるものでなければならぬ。</p> <p>報告書</p>	<p>は、その実施状況</p>
<p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p>	<p>二 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p>
<p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>	<p>三 機構は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p>
<p>第六条及び第七条 削除</p>	

(会計の原則)
第八条 機構の会計については、この省令の定めるとところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融工具組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十条並びに第十二条の二第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。
(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に応じるべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。
(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第九条の二 文部科学大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。
(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

第九条の三 文部科学大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができます。

(事業報告書の作成)

第十条の二 機構に係る通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 機構の目的及び業務内容
- 二 国の政策における機構の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 機構に関する基礎的な情報

(財務諸表の閲覧期間)

第十二条 機構に係る通則法第三十九条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(会計監査報告の作成)

第十三条の二 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

- 一 機構の役員（監事を除く。）及び職員
- 二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべ

業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他的一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第十三条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類 事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に關して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日

4 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人

の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

（短期借入金の認可の申請）

第十二条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入の認可を受けるとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

（長期借入金の認可の申請）

第十三条 機構は、法第十九条第一項の規定により長期借入金の借入の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

（償還計画の認可の申請）

第十四条 機構は、法第二十一条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、

一 借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 日本学生支援債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三 長期借入金及び日本学生支援債券の償還の方法及び期限

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十五条 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定めた重要な財産）

（短期借入金の認可の申請）

（長期借入金の認可の申請）

（償還計画の認可の申請）

（定期借入金の認可の申請）

（長期借入金の認可の申請）

（償還計画の認可の申請）

（定期借入金

けたもので、当該学校の学長又は校長の推薦を受ける者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

七 外国の大大学又は外国の大大学院の学生で、機構の定める基準に該当するもの

前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、優れていると認められること。

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

三 大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者がいるときは、その者及びその配偶者。以下この号において同じ。）の収入に関し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条 第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金に併せて第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 高等専門学校の第四学年に進級したとき第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする高等専門学校の学生で、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの

二 大学院又は専修学校の専門課程に入学したとき第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

四 外国の大学院に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けたもの
　　与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けたもの
　　ようとする者で、第二十一条第一項第四号から二までに掲げるもののうち当該学校の学長若しくは校長の推薦を受けたもの又は外国の大学の学生若しくは外国の大学を卒業した者のうち機構の定める基準に該当するもの

五 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの
　　又は校長の推薦を受けたもの

六 外国の大学院の学生で、機構の定める基準に該当するもの

前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）
　　高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他の機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

三 大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に関する資料に基づき、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者）の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。次号において「支援法」という。）第七条第一項の確認（以下単

に「確認」という。)を受けた大学(学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科(第三十八条に規定する要件を満たす専攻科をいう。同条を除き、以下「認定専攻科」という。)を含む。)、高等専門学校(第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。)及び専門学校(専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。)(以下「大学等」という。)入学(高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。)したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業者(高等学校又は高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)若しくは専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末から第二十三条の四第一項の規定による申請(次号において「認定申請」という。)の日までの期間が二年を経過していない者に限る。)であって、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの

二 支援法第二条第三項に規定する確認大学等(以下単に「確認大学等」という。)に入学したとき学資支給金の支給を受けようとする認定試験合格者等(試験規則第三条の規定により高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者となつた年度(次号ニにおいて「認定試験受験資格取得年度」という。)の初日から認定試験合格者等となつた日までの期間が五年を経過していない者(五年を経過した後も引き続き入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として機構が認める者(以下「機構確認者」という。)を含む。)であって、認定試験合格者等となつた日の属する年度の末日から認定申請の日までの期間が二年を経過していない者に限る。)

三 確認大学等に在学する学生又は生徒(以下「学生等」という。)のうち次のいずれにも該当しない者であつて、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ 過去に給付奨学生認定を受けたことがあつて過去に第二十三条の十第一項に規定する給付奨学生認定の取消しを受けたことがないものを除く。)

ロ 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学

(1) 第四十二条第一号の編入学、同条第一号の入学又は同条第三号の転学（以下この条において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなつた日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの編入学等の前に在学していた確認大学等に入学した日

(2) 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなつた日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないものの確認を受けた短期大学の認定専攻科への入学又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

ハ 学校教育法施行規則第百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

二 認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が五年を経過した者（機構確認者を除く。）

ホ 認定試験合格者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

あつて、その在学する確認大学等に入學した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの
チ 確認大学等における学業成績が別表の上欄に定める廃止の区分に該当する者
選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行つるものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる選考対象者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者等のうち機構確認者については、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ 高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること又は認定試験合格者等であること。

ロ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもつて、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

二 前項第三号に掲げる選考対象者（同号ロ（1）及び（2）に掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ 高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること又は認定試験合格者等を選抜するための試験の成績が該該試験を経て入学した者の上位三分の一の範囲に属すること又は認定試験合格者であることを、社会で自立し、及び活躍する目標をもつて、当該確認大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

三 前項第三号に掲げる選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ GPA等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するGPA等）をいう。以下の同じ。）がその在

学する確認大学等（前項第三号ロ（1）又は（2）に掲げる者にあつては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していなかった確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

口 次の（1）及び（2）（災害、傷病その他やむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下この号において同じ。）が標準単位数（別表備考第二号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあつては、（2）に限る。）に該当すること。

（1） その在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数以上であること。

（2） 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもつて、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）次の（1）から（3）までに掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める額

（1） 多子世帯における生計維持者の扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項をもつて、当該確認大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。）前項第三号に掲げる選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ GPA等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するGPA等）をいう。以下の同じ。）がその在

る者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者十五万四千五百円未満

（2） 公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ（1）に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学する者（（1）に掲げる者を除く。）十五万四千六百円未満

（3） （1）及び（2）に掲げる者以外の者五万三千三百円未満

口 選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあつては、一千二百五十万円未満）

三 前項第三号の規定にかかるらず、次の各号に掲げる者であつて過去に給付奨学生認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

二 第一項第三号ロ（1）に掲げる者（編入学等の前に在学していた確認大学等認大学等）

生計維持者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 選考対象者に父母がいる場合 当該父母

二 選考対象者に父母がない場合 又は選考対象者が次に掲げる者である場合 当該選考対象者は、当該他の者

イ 令第八条の二第二項に規定する里親に委託されていた者

ロ 令第八条の二第二項に規定する児童養護施設に入所していた者

五 第二項第四号イ（1）の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

六 第二十三条の三 第二十二条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項に規定する推薦の基準は、機構が定める。

七 第二十三条の四 学資支給金の支給を受けようとする者は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

二 機構は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした者に係る選考を行うものとする。

三 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が次の各号のいずれかに該当した場合に給付奨学生認定を行なうべき者（以下この条において「給付奨学生候補者」という。）であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨、次の各号のいずれに該当するか及び支給額算定基準額の区分（令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）を通知するものとする。

一 当該選考対象者が、確認大学等の公示対象学部等に入学した場合

二 当該選考対象者が、確認大学等の公示対象学部等以外の学部等に入学した場合

三 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が給付奨学生認定を行なうべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行なうとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生等（以下「給付奨学生」という。）に對し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

四 機構は、選考の結果、選考対象者が給付奨学生候補者又は給付奨学生認定を行なうべきではないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

五 機構は、選考の結果、選考対象者が給付奨学生候補者又は給付奨学生認定を行なうべきではないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

六 給付奨学生候補者は、確認大学等に入学したときには、機構の定めるところにより、機構に届け出るものとする。

七 機構は、前項の規定による届出があつた場合であつて給付奨学生候補者が第三項の規定により通知された場合のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対

(令第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科)

第三十三条 令第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科は、助産師、視能訓練士、臨床工学士、調理師、製菓衛生師若しくは養護教諭の養成を行うもの又は畜産、園芸、外国语、音楽若しくは美術に関する別科で職業に必要な技術の教授を目的とするものとす。

(令第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科)

第三十四条 令第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める者は、放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。

(学内選考委員会)

第三十五条 令第八条第二項に規定する学内選考委員会(以下この条において「委員会」といいう。)は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長
二 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、委員会が定める者

三 その他委員会が定めるところにより学長が指名する者

四 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

五 委員長は、委員会を主宰する。

六 委員会は、令第八条第二項の調査審議を行うに当たっては、法第十六条の返還の免除を受けようとする大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。

七 第三十五条の二 令第八条第二項の文部科学省令で定める者は、外国の大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生のうち、当該外国の大学院において当該学生に対し授業又は研究指導を行う教員の推薦を受けた者であつて、機構に設置される同条第一項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考を行うのに必要な学識経験を有する者により構成される委員会が推薦するものとする。

(専攻分野に関する業績)

第三十六条 令第八条第二項の文部科学省令で定める業績は、次の各号に掲げる業績とする。

一 学位論文その他の研究論文
二 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十六条第一項に定める特定の課題についての研究の成果
三 大学院設置基準第十六条の二に定める試験及び審査の結果

四 著書、データベースその他の著作物(第一号及び第二号に掲げるものを除く。)

五 発明

六 授業科目の成績

七 研究又は教育に係る補助業務の実績

八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

九 スポーツの競技会における成績

十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

十一 その他機構が定める業績

(特に優れた業績による返還免除の数)

第三十七条 法第十六条の規定により機構がその第一種学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる者の数は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であつて、当該免除をしようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者の数のおおむね百分の三十以下とするものとする。

(学資支給金の対象となる専攻科)

第三十八条 令第八条の二第一項第一号の表備考に規定する短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科は、学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科とする。

(令第八条の二第二項の文部科学省令で定める者)

一 満十八歳となる日の前日において児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第一項第三号の規定による児童心療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

二 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者
(国内に住所を有しない者等に係る支給額算定期に付する場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額)

四 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十六条第一項に定める特定の課題についての研究の成果

五 大学院設置基準第十一条の二に定める試験及び審査の結果

六 授業科目の成績

七 研究又は教育に係る補助業務の実績

八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

九 スポーツの競技会における成績

十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

十一 その他機構が定める業績

(特に優れた業績による返還免除の数)

第三十七条 法第十六条の規定により機構がその第一種学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる者の数は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であつて、当該免除をしようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者の数のおおむね百分の三十以下とするものとする。

(学資支給金の対象となる専攻科)

第三十八条 令第八条の二第一項第一号の表備考に規定する短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科は、学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科とする。

(令第八条の二第二項の文部科学省令で定める者)

一 満十八歳となる日の前日において児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第一項第三号の規定による児童心療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

二 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

一 前項第四号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

二 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十万五千四千五百円未満である場合十五万四千五百円

三 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が十五万四千五百円以上十万五千四千五百円未満である場合十五万四千五百円

四 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が十五万四千五百円以上十万五千四千五百円未満である場合十五万四千五百円

五 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が十五万四千五百円以上十万五千四千五百円未満である場合十五万四千五百円

六 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が十五万四千五百円以上十万五千四千五百円未満である場合十五万四千五百円

七 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が十五万四千五百円以上十万五千四千五百円未満である場合十五万四千五百円

八 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が十五万四千五百円以上十万五千四千五百円未満である場合十五万四千五百円

九 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が十五万四千五百円以上十万五千四千五百円未満である場合十五万四千五百円

十 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が十五万四千五百円以上十万五千四千五百円未満である場合十五万四千五百円

十一 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が十五万四千五百円以上十万五千四千五百円未満である場合十五万四千五百円

第三十九条 令第八条の二第二項の文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 満十八歳となる日の前日において児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第一項第三号の規定による児童心療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

二 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

(業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第三条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一から二十一まで 略

二十二 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第十条の二第三項

附 則 (平成二十七年五月一五日文部科学省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年四月一日文部科学省令第二三号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一〇月一九日文部科学省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年十月一日から適用する。

附 則 (平成二九年三月三一日文部科学省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日文部科学省令第二三号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一〇月一九日文部科学省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年十月一日から適用する。

附 則 (平成二九年三月三一日文部科学省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

に「自宅外通学のとき」という。に該当する者のうち、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの

二 学資支給金の支給を受けようとする高等専門学校の第四学年に進級した学生で、令第八条の二第四項に規定する者に該当する者のうち、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの

三 学資支給金の支給を受けようとする私立の大学又は私立の専修学校の専門課程に入学したもので、自宅外通学のときに該当する者のうち、当該高等専門学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

四 学資支給金の支給を受けようとする大学又は専修学校の専門課程に入学した者で、令第八条の二第四項に規定する者に該当する者のうち、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

五 前項に規定する推薦の基準は、独立行政法人日本学生支援機構が定める。

六 附 則 (平成二九年一〇月三一日文部科学省令第三九号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

七 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

八 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

九 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

十 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

十一 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

十二 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

十三 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

十四 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

十五 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

十六 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

十七 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

十八 附 則 (平成二九年五月一一日文部科学省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

において「支援法」という。の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

二 この省令を施行するために必要な選考の手続き(施行前の準備)

三 附 則 (令和四年三月三一日文部科学省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

四 附 則 (令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

五 附 則 (令和五年三月三一日文部科学省令第一六号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

六 附 則 (令和五年三月三一日文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

七 附 則 (令和二年三月六日文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

八 附 則 (令和二年三月六日文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

九 附 則 (令和二年三月六日文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

十 附 則 (令和二年三月六日文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

十一 附 則 (令和二年三月六日文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

十二 附 則 (令和二年三月六日文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

十三 附 則 (令和二年三月六日文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月二六日文部科学省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日文部科学省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日文部科学省令第一六号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月六日文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月二六日文部科学省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日文部科学省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日文部科学省令第一六号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月六日文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

